

磐田市立総合病院ホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、磐田市立総合病院（以下「病院」という。）がインターネット上に公開している磐田市立総合病院ホームページ（以下「病院ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 病院ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 病院ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容及びリンク先ホームページ内容の範囲は、磐田市立総合病院広告掲載規程及び磐田市立総合病院広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の掲載ページ及び位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページは、病院ホームページのトップページとし、位置及び枠数はトップページ最下部に12枠とする。また、その掲載順序については別に定め、募集時に公表する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

大きさ	縦 40 ピクセル × 横 160 ピクセル
形式	GIF（透過 GIF 不可）・JPEG・PNG (GIF アニメーションの使用は不可)
データ容量	15KB 以内

2 文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景に模様のある画像若しくは写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。また文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告表現上の禁止事項)

第6条 次に掲げる表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (2) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) 利用者に対してあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入力等何らかの操作ができると誤解させるおそれのあるもの

(6) 病院ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
(類似する色調又は字体を使用等)

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1 枠につき月額 11,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告掲載料の支払いは、申込期間に関わらず掲載日前日までに一括して支払うものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、掲載を始める月の1日から掲載を終わる月の末日までの1箇月を単位とし、12 箇月を限度とする。

(広告掲載の申込み)

第9条 病院ホームページへの広告掲載希望者は、募集時に定める申込期日までに、磐田市立総合病院広告掲載申込書（磐田市立総合病院広告掲載規程 様式第1号）に次に掲げるものを添付して提出しなければならない。

(1) 広告デザイン案（電子データ及びそのデータを印刷したもの）

(2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類

(3) 市税の納入状況が確認できる書類

(4) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(5) 前4号に定めるもののほか、管理者が必要があると認める書類

2 広告デザイン案は掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び優先順位)

第10条 管理者は、第9条に規定する申込書の提出があつたときは、磐田市立総合病院広告掲載規程第2条及び磐田市立総合病院広告掲載基準により広告掲載の適否を審査する。また、申込者が指定したリンク先のホームページの内容も審査の対象とする。

2 広告掲載募集期間を定めて募集し、広告掲載希望者が当該広告枠数を超えた場合で、かつ、磐田市立総合病院広告掲載規程第4条第1項による広告掲載の順位が同等と判断したときは、掲載希望期間が長いものを優先し、掲載希望期間も同等の場合は抽選により決定する。

(掲載料の納付)

第11条 第10条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載を開始する日の7日前までに、第7条に規定する掲載料を、一括納付するものとする。

(広告の内容等の変更)

第12条 管理者は、広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他ホームページ広告の掲載に関するすべての事項（以下「広告の内容等」という。）が第3条の規定に抵触するおそれがあると認めるときは、広告主に対して、その変更を求めるとともにホ

ホームページ広告の掲載を停止することができる。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第 3 条に該当しなくなつたと認められるとき。
- (2) 広告主が第 11 条の規定による掲載料の納付をしないとき。
- (3) 広告の内容等の変更の求めに広告主が従わないとき又は広告の内容等が改善される見込みがないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者がホームページ広告の掲載を不適切と認めるとき。

(リンク先の変更)

第 14 条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の 1 週間前までに病院に連絡するものとする。

(広告デザインの変更)

第 15 条 広告主は、広告のデザインを変更しようとするときは、変更の 1 週間前までに病院に連絡し、併せて変更するデザイン案を提出するものとする。

(掲載料の返還)

第 16 条 掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなつたとき。
- (2) 1 日を超えて広告を掲載しているページが閲覧不能となつたとき。
- (3) その他管理者が特に返還する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により返還する掲載料は、日割りにより計算して得た額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

※還付する掲載料 = (月額掲載料 ÷ その月の暦日数) × 閲覧不能日数

※閲覧不能日数 = 閲覧不能時間 ÷ 24 (小数点以下は切り捨て)

3 前各項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

(損害賠償)

第 17 条 病院は、次の各号に掲げる場合において広告主に損害が生じたときにおいても、その賠償の責めを負わない。

- (1) 第 12 条の規定により病院ホームページ広告の掲載を停止した場合
- (2) 第 13 条の規定により病院ホームページ広告の掲載を取り消した場合
- (その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、病院ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。